

工業系高校魅力発信業務委託仕様書

1 委託業務名

工業系高校魅力発信業務

2 業務の目的

工業系高校の魅力発信は、本県基幹産業である「ものづくり産業」の持続的な発展のため、工業系高校の定員確保及びものづくり産業の担い手確保に向けて、県内小中学生及びその保護者を対象に工業系高校や製造業の魅力発信を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務概要

(1) 小中学生と保護者を対象としたものづくり産業セミナー

主に小学校高学年（小学5年生・6年生を想定）及び中学生、またその保護者を対象とし、ものづくりの魅力等を紹介するセミナーを開催する。

(2) 小中学生と保護者を対象としたオープンファクトリー

主に小学校高学年（小学5年生・6年生を想定）及び中学生、またその保護者を対象とし、製造業の現場や就労環境の実態を見学することで、就職先の一つとして製造業への関心を高めてもらうための企業見学会を開催する。

(3) パンフレットの配布・周知

一昨年県で作成したパンフレットを各中学校等に配布すると同時に、(1)、(2)の事業及びパンフレットの周知を行う。

5 委託業務

(1) 小中学生と保護者を対象としたものづくり産業セミナー

①全体的事項

- ・対象者は基本、小学校高学年（小学5年生・6年生を想定）及び中学生、またその保護者とするが、応募状況に余裕がある時などは、他学年の受入も可とすること。
- ・開催回数は4回とし、国中地域で2回、富士・東部地域で2回の開催とする。
- ・小学生と中学生を分けて開催するなど、参加者の習熟度や高校進学に対する意識レベルを考慮して企画すること。
- ・参加者は1回あたり30名程度とすること。
- ・開催時期は7月～8月の夏休み期間等を想定しているが、受託者から有効な企画提案があれば時期を変更する場合がある。

②事前の調整等

- ・講師の選定及びセミナー内容については、県と協議し決定すること。また、講

師との連絡調整を行うこと。

- ・会場近くに、公共交通機関が利用できる場所がある等、参加者にとって利便性の良い会場を選定すること。
- ・セミナー開催の周知を行い、参加者を募集すること。また、参加者の申込受付や管理を行い、申込者に対して当日の持ち物等の必要な連絡を行うこと。

③当日の運営

- ・参加者受付や当日の司会等を行うこと。また、セミナーの運営に際し、必要な記録（写真撮影、録画、録音）を行うものとする。撮影時には、参加者個人が特定されないよう配慮するとともに、撮影した写真等は県がウェブサイト及びその他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

④参加者アンケートの実施

- ・当日の満足度や製造業に関する意識の変化等を内容とするアンケートの実施・集計を行うこと。内容については、県と協議し決定すること。

（２）小中学生と保護者を対象としたオープンファクトリー

①全体的事項

- ・対象者は基本、小学校高学年（小学５年生・６年生を想定）及び中学生、またその保護者とするが、応募状況に余裕がある時などは、他学年の受入も可とすること。
- ・開催回数は４回とし、国中地域で２回、富士・東部地域で２回の開催とする。
- ・参加者は１回あたり３０名程度とすること。
- ・見学先企業は、県内に本社、支社、支店、事業所等を有する企業のうち、機械電子産業などの製造業の企業とする。
- ・オープンファクトリーは、見学先企業の工場等の製造現場を見学し、実際に体験できる内容とするなど、関心が高まる内容になるよう工夫するほか、企業やものづくりの魅力が伝わるような内容とすること。
- ・開催時期は７月～８月の夏休み期間等を想定しているが、受託者から有効な企画提案があれば時期を変更する場合がある。

②事前の調整等

- ・見学先企業について、県と協議し決定すること。決定にあたり、見学先企業との連絡・調整は受託者が行うこと。１回あたり２社程度回ることとし、見学先企業と見学内容や見学ルート等の調整を行うこと。
- ・移動手段は、専用の運転手付きバス車両によることとし、運行に係る業務は、道路運送法の許可を受けた会社で行うこと。なお、必要に応じ、添乗員についても手配（１名程度）することとし、開催日当日に同行し、安全管理や工場見学中のガイドを行わせること。
- ・オープンファクトリー中の万一の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡（概ね１,０００万円以上のもの）・後遺障害、入院・通院、第三者、見学先企業への賠償責任等をカ

バーするものとする。

- ・オープンファクトリー開催の周知を行い、参加者を募集すること。また、参加者の申込受付や管理を行い、申込者に対して当日の持ち物等の必要な連絡を行うこと。

③当日の運営

- ・参加者受付や当日の司会、コーディネート等を行い、見学中は見学先企業と必要な調整を行うこと。
- ・バスの出発前には、人数を確認し、参加者全員がいることを確認すること。また、シートベルト着用及び制限速度をはじめとする道路交通法等の法令を遵守し、安全の確保を最優先にすること。
- ・見学開始前は、見学先企業の概要や見学会の内容、企業情報に関する注意事項等を記載した資料を配付し、説明を行うこと。
- ・見学中は、参加者に対して見学ルートから外れない等のルールの徹底や情報の管理に注意するよう説明を行い、写真撮影の禁止等必要な対策を講じること。また、見学中の十分な安全確保対策を図ること。
- ・受託者は、見学先企業に確認をとり、必要な記録（写真撮影等）を行うものとする。また撮影時には、参加者個人が特定されないよう配慮するとともに、撮影した写真等は県がウェブサイト及びその他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

④参加者アンケートの実施

- ・当日の満足度や製造業に関する意識の変化等内容とするアンケートの実施・集計を行うこと。内容については、県と協議し決定すること。

(3) パンフレットの配布・周知

- ・県で保管しているパンフレット（A4, 表裏表紙含め 36 ページ）及び付録（B4 程度, クラフト用紙）各 8, 000 部を県内各中学校（80 校程度）等に配布・設置すること。
- ・パンフレットについて、関係者が趣旨や目的がわかるよう配布方法等を工夫すること。
- ・SNS 等を活用し、(1)、(2) の事業及びパンフレットの周知・広報等を行うこと。

6 KPI の設定

本業務を実施するにあたり、以下の内容を踏まえ KPI を設定すること。

- (1) セミナー及び企業見学会の参加者数を定員の 80%以上とすること。
- (2) セミナー及び企業見学会の参加者に対しアンケートを実施し、特に中学生及びその保護者からは以下の 2 点について回答を得ること。
 - ①「工業系高校へ進学したい（させたい）」及び「工業系高校へ進学することも選択肢の一つに入れる」と回答する割合を合わせて 90%以上。
 - ②「製造業へ就職したい（させたい）」及び「製造業へ就職することも選択肢の一

つに入れる」と回答する割合を合わせて 90%以上。

- (3) パンフレット配布や周知、セミナー等を通じ、R8 年度以降の工業系高校入学者を前年に比べ 24 人程度増加させること。

7 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、15 日以内に委託契約業務完了報告書を山梨県に提出すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ・委託業務により受託者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
- ・委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で利用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、工業系高校魅力発信業務委託に係る企画提案公募実施要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から 5 年間保存しておくこと。
- (6) パンフレットは善良な管理者の注意をもって、保管・取り扱いをしなければならない。注意を怠り、滅失や毀損が発生した場合には、受託者の負担でパンフレットの再発行等を行う可能性がある。
- (7) 災害等によりセミナーやオープンファクトリー、意見交換会が中止の場合は、参加者及び講師、受入先企業に連絡を行うこと。また、天候等の理由により、中止した場合の費用は受託者負担とし、再度調整を行い、契約額範囲内で各事業を行うものとする。
- (8) 本事業の実施にあたっては、複数に一斉メール送信を行うことが想定されるが、BCC で送信すべきところを TO や CC で送信する誤りを防止するため、受託者は、契

約締結日までに、次のいずれかの機能又は県がこれらに相当すると認める機能を有するシステムやツールを導入すること。なお、当該メールを送信する際には、当該システムやツールを使用すること。

ア BCC 強制変換機能

メールを送信する際に、TO や CC での指定を BCC に強制変換するもの。

イ 送信時の宛先確認機能

メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの

ウ 上司等による承認機能

メールを送信する際に、上司の承認を要するもの。

9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議し変更することができるものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (5) 委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに山梨県に報告すること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県と協議してこれを定めるものとする。